

都道府県・ 政令指定都市名	22 静岡県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人（専任 9 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	静岡県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1996年8月1日 根拠： 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日（西 暦）	2001年7月24日
構 成 員	20 人（女性 12 人、男性 8 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	第3次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2001年7月24日
	施 行 日（西 暦）	2001年7月24日
	最 終 改 正 日（西暦）	2007年3月20日
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」と改める。
改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）：		0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他（西暦）	2024年6月1日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 90 % 女性比率40%以上の審議会の割合を90%以上			
根 拠	第3次静岡県男女共同参画基本計画(参考指標)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないものを除く。また、委員数から「充て職」は除く。			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(77)	
	延総委員等数(1,223)延女性委員等数(510) 女性比率(41.7)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(74)	
	延総委員等数(1,364)延女性委員等数(500) 女性比率(36.7)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(43)うち女性委員を含む審議会等数(39)	
	延総委員等数(895)延女性委員等数(291) 女性比率(32.5)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
	延総委員等数(68)延女性委員等数(20) 女性比率(29.4)			
目標値以外の目標設定	女性比率40%以上の審議会の割合(目標:85%以上)			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	478 人 (2024 年 6 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	{ }	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日		2:その他(西暦)						
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率(%)
本庁	計	547	60	11.0	59	3	5.1	96	9	9.4	392	48	12.2
	うち一般行政職	398	48	12.1	57	3	5.3	67	9	13.4	274	36	13.1
支庁・地方事務所等	計	541	86	15.9	12	0	0.0	48	1	2.1	481	85	17.7
	うち一般行政職	214	26	12.1	6	0	0.0	25	0	0.0	183	26	14.2
全体	計	1,088	146	13.4	71	3	4.2	144	10	6.9	873	133	15.2
	うち一般行政職	612	74	12.1	63	3	4.8	92	9	9.8	457	62	13.6
再掲	警 察 関 係	202	3	1.5	0	0		37	0	0.0	165	3	1.8
	教育委員会	103	25	24.3	5	0	0.0	5	0	0.0	93	25	26.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	979	209	21.3	1,297	257	19.8	
	うち一般行政職	744	189	25.4	624	190	30.4	
支庁・地方事務所等	計	1,251	319	25.5	2,233	557	24.9	
	うち一般行政職	684	144	21.1	521	182	34.9	
全体	計	2,230	528	23.7	3,530	814	23.1	
	うち一般行政職	1,428	333	23.3	1,145	372	32.5	
再掲	警察関係	541	97	17.9	1,799	170	9.4	
	教育委員会	82	47	57.3	97	42	43.3	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	75	9	12.0	128	18	14.1	101	27	26.7
	うち一般行政職	57	9	15.8	107	16	15.0	76	21	27.6
支庁・地方事務所等	計	81	9	11.1	152	39	25.7	173	49	28.3
	うち一般行政職	44	4	9.1	81	23	28.4	46	17	37.0
全体	計	156	18	11.5	280	57	20.4	274	76	27.7
	うち一般行政職	101	13	12.9	188	39	20.7	122	38	31.1
再掲	警察関係	29	0	0.0	55	4	7.3	113	15	13.3
	教育委員会	10	3	30.0	29	19	65.5	25	11	44.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦、本人の希望による。教育委員会は、勤務成績、行政経験による。警察本部は、選択箇所全て該当する。
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦による。教育委員会は、勤務成績、行政経験による。警察本部は、選択箇所全て該当する。
係長相当職	○		○			○	◎			○	知事部局は勤務成績、部局等の推薦による。教育委員会は、勤務成績、行政経験による。警察本部は、選択箇所全て該当する。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	4,333	552	12.7
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	480	142	29.6
うち 上級	370	113	30.5
うち一般行政職	164	75	45.7
うち 上級	144	63	43.8
うち警察関係	227	48	21.1
うち 上級	142	31	21.8

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	静岡県職員旧姓使用取扱要領、静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領、職員の旧姓使用に係る事務の取扱いについて
該当部分の条文(本文)	○静岡県職員旧姓使用取扱要領 第2条第1項 職員は、旧姓を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。 ○静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領 第3条 対象職員は、旧姓を使用しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。 ○職員の旧姓使用に係る事務の取扱いについて 2 旧姓使用の方針等 (1) 旧姓使用の方針 県警察においては、職員から旧姓使用の申出があった場合には、後記(2)に規定する旧姓使用の対象となる文書等について、旧姓の使用を認めることとする。 (2) 旧姓使用の対象 旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。 ア 給与振込の事務に関する文書 イ 源泉徴収税の事務に関する文書 ウ 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 エ 児童手当の申請に関する文書 オ 共済組合に関する申請書等 カ 健康診断の事務に係る文書等 キ 旅費の支払に関する文書 ク 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等を所管する所属の課長等からの申請を受けて、県本部警務課長が旧姓使用の対象から除外したもの

問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2024年4月1日

2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)			うち管理職数(人)		
	うち女性数 (人)	女性比率 (%)		うち女性数 (人)	女性比率 (%)
86	10	11.6	17	1	5.9

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡県男女共同参画センター			愛称・通称	あざれあ	
設置年月日(西暦)	1993年5月1日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：422-8063 住 所： 静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号 電話番号：054-255-8440 FAX番号： 054-251-5085 ホームページ: https://www.azarea-navi.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： あざれあ交流会議グループ) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名： 静岡県男女共同参画課) ○ 指定管理者(名称： あざれあ交流会議グループ) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	25 人	予算額	2024年度 96,347 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「ねっとわあく」の編集) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画を推進する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項 電話相談、面接相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室・ホームページの運営、広報誌の編集発行) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 「あざれあメッセ」の開催) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画の視点による各種資料の収集) ○ 10. その他(主な事項： 男女共同参画週間関連イベント)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者			

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会 名称等： 2. 無	加盟団体数	17	
			会 員 数	6223	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： } ○ 7. その他 { 内容： 女性防災リーダーの育成 }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催

○ 2. 市区町村職員研修会の開催

○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催

○ 4. 関係情報の収集提供

○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ

6. 補助金等の交付 { 名 称 :
概要 :
内容 : 女性防災リーダーの育成 }

○ 7. その他 { 内容 : }

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施

2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ

○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施

2. 研修受講職員の男女比を配慮

3. その他 { 内容 : }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	131,891	170,747	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	101,200	16,100	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女共同参画社会づくり宣言(12)、静岡県次世代育成支援企業認証(7、12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(12)、ダイバーシティ経営企業表彰(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有る	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	静岡県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①「男女共同参画週間」啓発事業 ・ ②静岡県男女共同参画の日 ・ ③女性に対する暴力をなくす運動 ・ ④LGBTパネル巡回展	①ポスターや横断幕の掲示、SNS等による啓発を、関係団体等と協働して実施 ②男女共同参画の日に関する展示物を展示 ③ポスターや横断幕の掲示、ライトアップ等を、関係団体等と協働して実施 ④性の多様性理解促進のため、あざれあ図書室及び公立図書館等において、啓発パネルや関連書籍を展示	④12箇所程度	①6月 ②6～7月 ③11月 ④7～1月
2. 表彰 ・ 男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞授与	男女共同参画社会づくりに関する県民の関心と意識を一層高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている個人、団体、又は企業を表彰	受賞者10名程度	7月
3. 講座 ・ ①デートDV防止出前セミナー ・ ②女性防災リーダー育成講座 ・ ③暮らしと仕事の安心講座 ・ ④男性の家事・育児参加促進出前講座	①高校生、大学生・専門学校生等を対象に、デートDVの知識や対処方法、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を含め、男女が互いを大切にする生き方を学ぶ講座を、各学校との共催にて開催 ②男女共同参画の視点から、地域で活躍できる女性防災リーダーを育成するための講座を、市町との共催にて開催 ③非正規雇用で働くシングル女性を対象に、将来的な経済や仕事の不安を解消するための講座を開催 ④男性の家事・育児への参加促進に向けて、若手社員等を対象とした出前講座を希望する事業所に、子育て支援団体関係者等を講師として派遣	①15校 ②30名 ③30名×3回 ④3社程度	①6～1月 ②11月 ③12～2月 ④8～2月
4. 相談事業 ・ ①あざれあ女性相談 ・ ②あざれあ男性相談 ・ ③ふじのくにLGBT電話相談 ・ ④しずおか女性相談チャット	①相談者自身による解決策の見出しを促すため、委託により電話相談、面接相談を実施 ②相談者自身による解決策の見出しを促すため、直営により電話相談を実施 ③性のあり方に関する悩みや困りごとに対する電話相談を委託により実施 ④相談者自身による解決策の見出しを促すため、委託によりチャット相談を実施		①通年 ②通年 ③通年 ④6～3月
5. 情報収集・提供 ・ ①市町男女共同参画施策等推進状況調査 ・ ②静岡県男女共同参画白書 ・ ③静岡県男女共同参画団体登録事業 ・ ④静岡県男女共同参画人財データベース ・ ⑤ふじのくに輝く女性人財データバンク ・ ⑥女性活躍応援情報発信事業	①内閣府の調査に県独自の調査項目を加えて市町の状況を調査し、回答は「静岡県男女共同参画白書」等により公表 ②県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行 ③男女共同参画を推進する団体行動を支援するため、登録団体に県ホームページでの公表や男女共同参画センターの会議室の使用優遇措置を実施 ④各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開 ⑤会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人材情報を把握し、企業・経営者等に向けデータを提供 ⑥ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ等により、女性活躍を推進する企業の取組事例や経営的效果、国の認定制度の情報を効果的に発信する	①35市町	①6～7月 ②1月 ③随時 ④随時 ⑤随時 ⑥随時
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画に関する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置		随時
7. 交流促進 ・ ①女性活躍加速化フォーラム ・ ②ふじのくにさくや姫交流会	①女性活躍に取り組むリーダーである経営者等のネットワークの構築と、リーダーの率先した行動の拡大を目的に、基調講演やパネルディスカッション等を実施 ②女性管理職や働く女性の業種を超えたネットワークづくりを目的に、交流会を実施	①100名程度	①2月 ②11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①レインボープロジェクト事業 ・ ②フェムテックによる女性活躍推進事業	①企業への性の多様性に関する専門家派遣及び企業向けガイドブック作成を実施 ②女性特有の健康課題への理解促進、企業におけるフェムテックの導入支援、女性活躍に向けた取組の発信		①8～2月 ②7～2月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画に関する県民意識調査 ・	男女共同参画に関する県民の意識及び男女の平等感などを把握し、今後の施策推進のための基礎的な資料とするため、満18歳以上の県民を対象に意識調査を実施	標本数2,000件	7月
11. その他 ・ ①男女共同参画市町担当職員基礎研修会 ・ ②市町男女共同参画担当課長会議 ・ ③市町男女共同参画計画策定支援 ・ ④男女共同参画社会づくり宣言推進事業(研修応援事業) ・	①年度当初に、県内市町の男女共同参画担当者を対象に研修会及び意見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークを構築することにより、市町の施策の充実を図る ②県内市町の男女共同参画担当課長を対象に会議及び意見交換会を実施することで、他市町の取組状況の把握やネットワークを構築することにより、市町の施策の充実を図る ③次年度に計画の改定を行う市町からの要請に応じて研修等の講師を派遣することにより、市町の男女共同参画計画の改定作業を支援する ④男女共同参画に取り組むことを「宣言」として県に登録した事業所・団体が、県との共催で男女共同参画に関する研修を行う場合、講師謝金を補助	①50名程度 ②30名程度 ③1市町 ④1団体	①4月 ②7月 ③10月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		静岡県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1	
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2	
2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。				
3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。				
4. 期間の定めはない。				
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名		静岡県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2	
		2. なし		
		3. その他()		
規 定 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
議会の欠席事由として、明記した規定の有無				
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
		配偶者の出産		2
		育児		1
		家族の看護		2
		家族の介護		1
		疾病		1
		その他		2
		忌引		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1	
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	3	
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
		3. その他 ()		
規 則 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	1	
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	1	
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	3	
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2	
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名				
条文本文				
政治分野の男女共同参画のために実施していること				

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){ }	
計画、指針名		静岡県地域防災計画
該当部分の規定		(共通-36) 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 県及び市町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード： 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) (2024年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期： 2024年5月26日	～	2028年5月25日
副知事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	62	13	21.0	
		都道府県防災会議(委員のみ)	61	13	21.3	
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	3	15.8	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	0	0.0	
			3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	0	0.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	1	33.3	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	1	4.3	
			8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	88.9	
	2	国土利用計画地方審議会	16	8	50.0	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	25	2	8.0	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	20	8	40.0	
	7	精神医療審査会	21	9	42.9	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	30	14	46.7	
	10	准看護師試験委員会	6	3	50.0	
	11	麻薬中毒審査会				
	12	地方社会福祉審議会	30	12	40.0	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5	
	15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	16	都道府県農業共済保険審査会				
	17	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	13	5	38.5	
	19	建築審査会	7	3	42.9	
	20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21	都道府県都市計画審議会	19	5	26.3	
	22	開発審査会	7	3	42.9	
	23	私立学校審議会	15	7	46.7	
	24	石油コンビナート等防災本部	26	0	0.0	
	25	公害健康被害認定審査会				
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）				
	27	都道府県児童福祉審議会				
	28	地方港湾審議会	19	6	31.6	
	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31	介護保険審査会	12	5	41.7	
	32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	33	感染症の診査に関する協議会	35	14	40.0	
	34	警察署協議会	283	106	37.5	
	35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37	都道府県国民保護協議会	47	3	6.4	
	38	地方独立行政法人評価委員会	15	7	46.7	
	39	市街地再開発審査会				
	40	都道府県職員委員会				
	41	自然再生協議会				
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	2	40.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44	留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	19	0	0.0	
	46	指定難病審査会	31	0	0.0	
	47	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	
	48	行政不服審査会	5	2	40.0	
	49	地域医療対策協議会				
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
		合 計	895	291	32.5	
女性委員0の審議会数			4			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	4	26.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
合 計		68	20	29.4	
女性委員0の委員会数		2			